

平成 27 年度 第 1 回三条市環境審議会記録

- 1 日 時 平成 28 年 3 月 17 日 (木) 午前 9 時 55 分～11 時 45 分
2 場 所 三条市役所 3 階 第一会議室
3 出席委員 豊口 協 解良芳夫 倉重幸市 名古屋金市 前澤正人
刈屋一夫 大野 昇 古俣 修 千田 匡 宮島 健
(以上 10 名)

(欠席委員 林 八寿子 近藤雄介)

- 4 市出席者 大平市民部長 渡辺環境課長 小林課長補佐 梨本係長
5 傍聴者 なし
6 会議概要

- (1) 開会
(2) 市民部長あいさつ
(3) 自己紹介
(4) 議事

ア 会長・副会長の選任について

事務局から、引き続き豊口委員、近藤委員に再任をお願いしてはどうかと諮った結果、全会一致で豊口委員を会長に、近藤委員を副会長に選任することに決定した。

イ 新一般廃棄物最終処分場建設の進捗状況及び環境影響評価調査について
事務局から、資料No.3により説明後、質疑に入る。

刈屋委員：新最終処分場の建設について地元自治会の同意を得たということだが、近隣の小学校からの同意は得ているのか。

渡辺課長：小学校周辺の地元から同意を得ているので、それらを含めていると認識している。

解良委員：埋立対象物の飛灰処理物とはどういうものか。

渡辺課長：ごみを焼却する際に出る煤をキレートで固めたもの。

解良委員：循環型水処理システムを採用するようだが、循環するうちに塩分や重金属類の濃度が濃縮されると思うが、それに対する対策は考えているのか。

大平部長：基本設計の中でそういったものに対する対策を盛り込むことは考えている。

解良委員：地下水のモニタリングをするということは処理水が地下に漏れることを想定しているのか。

大平部長：漏水についてはきちんとした対策を施すが、最終処分場は定点的に地下水の調査をする基準があり、現状及び施設を作ったことによる影響などを調査する。

名古屋委員：この調査により現状における地下水の数値的なものを事前に把握し、最終処分場を設置した後の地下水への影響を観測できるものか。

大平部長：この調査は、まず現状を把握し、最終処分場を設置したことによる影響を予測し、その影響が環境基準を超えるようであればそれに対する対策を施すといったことを行うもので、おっしゃるように施設の設置前後の地下水への影響を測る意味合いもある。

解良委員：資料 30 ページの地下水調査項目について、記載のとおり成分を分けて調査するのであれば、調査結果についてもそれぞれの成分ごとに数値を公表してもらいたい。

小林補佐：ご意見を踏まえ検討させてもらう。

以上の質疑の後、議長から諮り、全員異議なく承認と決定した。

(5) 報告

ア 平成 26 年度 環境基本計画の進捗状況について

事務局から、資料No. 4、資料No. 4 参考、資料No. 5 により説明あり

解良委員：使用禁止になった農薬が不法に埋設処分されているという事実が 30～40 年ほど前にあり、現状でどれくらい埋設されているかについて県の環境審議会で質問したが、所管ではないので把握していないとの回答であった。三条市周辺でも不法埋設があると思われるが、市として実態を把握しているか。

渡辺課長：把握していない。

解良委員：環境全般に関する審議を行う会議であるため、全部とは言わないが、所管外であってもある程度の情報は持ってもらいたい。

イ 第 2 次環境基本計画の概要及び平成 27 年度における進捗状況について

事務局から、資料No. 6 により説明あり

千田委員：今ほど第 2 次環境基本計画の説明があつたが、平成 28 年度も引き続きこの計画に沿って事業を行うのか。

渡辺課長：この計画は計画期間が 8 年間となっており、平成 28 年度も計画に沿って取組を行う。

千田委員：8 年間の中で社会情勢が変わったとしても新たな計画は作成しないのか。

渡辺課長：第 2 次計画の作成に際しては、東日本大震災や少子高齢化など、社会情勢の変化についても考慮しており、当然、今後 8 年間においても社会情勢の変化により新たな課題等が生じてくるものと思われるが、計画に記載されていないとしてもそういった課題に対応しないということではなく、その都度臨機応変に対応してい

かなければならないと考えている。必要であれば審議会で諮って計画の変更なども可能である。

千田委員：臨機応変に対応するということだが、様々な市民の声がある中でそれをすぐに反映できるのか。例えばデング熱やジカ熱など今話題に上がっている事項に関連して、蚊に対する対策はこの計画の中に具体的な取組として入っていないようだが、厚生労働省から昨年4月に蚊に対する対策を取るよう通達が来ているはずである。

大平部長：蚊の対策については計画には具体的な記載はないが、環境衛生というところでは方向性として計画に記載してある。具体的な対策についてはそれぞれの所管課で対応することになる。計画に記載していないからといって何もしないということではない。

千田委員：私は嘉坪川に住んでいるが、6月から10月にかけて毎週のように朝6時～7時くらいに薬剤の散布をしており、音や煙、臭いなどが気になって市に意見したこともある。それに対する市の回答としては自治会長に対し指導しているということだが、実際は何も変わっていない。新潟市や燕市は薬剤散布をやめていると聞いている。自治会長に聞いたら市が薬剤の購入に対して補助を行っているのだからやっていると言った。市は市民目線に立ってもっと積極的に指導をするべきである。

大平部長：ジカ熱など、個々の課題についてはそれぞれ所管課において対応するものと考えており、本日いただいたような御意見については所管課にお伝えする。薬剤散布についてもそもそもの在り方について検討する必要があると考えている。

千田委員：次の審議会で今申し上げた内容について回答は出るか。

大平部長：必要であれば議題として取り上げる。

(6) その他

事務局から個人番号申告書の提出について依頼。

(7) 閉 会